

京都市消防局訓令甲第1号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

平成27年6月1日

京都市消防局長 杉本 栄一

別表第1 消防機械の項中 「大型救急車」 を削る。

附 則

この訓令は、平成27年6月2日から施行する。

(消防局警防部装備課)